

E D I N E T情報の活用に関する基本的な考え方

1 E D I N E Tの概要

(1) 概要

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（所管省庁：金融庁）。

(2) 有価証券報告書提出企業及び提出時期

有価証券報告書を提出すべき企業は、①上場企業、②有価証券届出書等提出企業、③事業年度又は前4事業年度末のいずれかにおいて株券所有者1,000名以上の企業。また、有価証券報告書の提出時期は毎事業年度終了後3か月以内。

(3) 提出企業数

24年次フレームに活用するためのE D I N E T情報に収録する企業数は、平成23年7月1日から平成24年6月30日までに決算を行っている有価証券報告書提出企業4,047企業。

(4) 有価証券報告書記載情報

有価証券報告書に記載されている情報は、企業の名称・所在地・電話番号、沿革、従業員数、決算年月、売上高、総費用、資本金、事業の状況、株式等の状況など。

(5) 事業所母集団データベースに収録する情報

有価証券報告書に記載されている情報のうち、経済センサスと共通する項目（企業の名称・所在地・電話番号、従業員数、決算年月、売上高、総費用、資本金等）を事業所母集団データベースに収録。

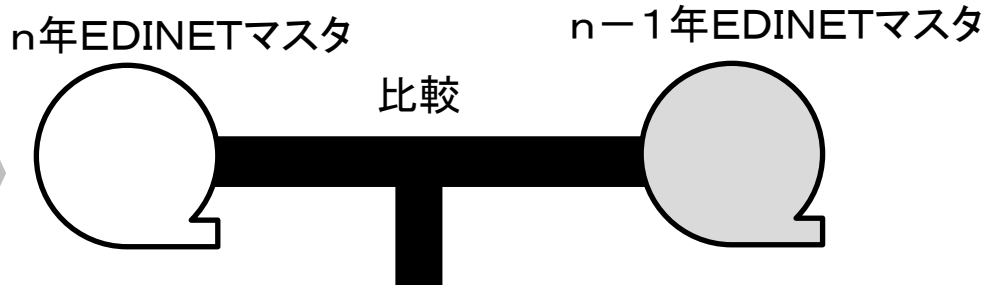
2 E D I N E T情報の活用方法

E D I N E T情報の活用方法は、以下の通り。

- ①プロファイリング対象企業の特定（別添参照）
- ②年次情報の更新・検証
- ③年次フレームのE D I N E T項目として提供

3 平成24年度E D I N E T情報に関する取組及び活用

平成24年度においては、24年次フレームに活用する4,047企業について、決算時の名称・所在地と24年次フレーム基準時点である平成24年7月1日時点（平成24年7月1日時点のE D I N E Tコードリストに記載されている）の名称・所在地で変更のあった100企業に対し、企業HPにより、名称の変更確認、本社所在地の変更確認、企業の合併・分割の確認を行い、その結果を可能な限り事業所母集団データベースに反映。

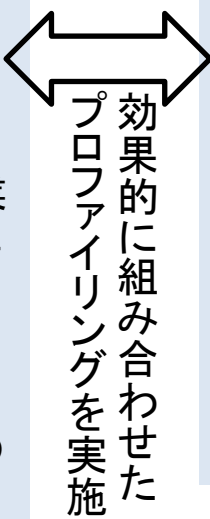


- 有価証券報告書不提出企業
 - 有価証券報告書新規提出企業(事業所母集団データベースに収録されていない企業に限る)
 - 名称の変更がある企業
 - 本社所在地の変更がある企業
 - 連結子会社数の変動、親会社の変更がある企業
 - 売上高などで大幅な変動がある企業
- など



プロファイリング対象企業

- プロファイリングの内容**
- 名称の変更確認
 - 本社所在地の変更確認
 - 企業構造の変更確認(企業の合併・分割、傘下支所の存否・変更確認)
 - 企業グループ構成の変更確認
 - 産業分類、従業員数などの確認
- など



- プロファイリングの手法**
- ◆ 企業HPによる確認
 - ◆ 行政記録情報(商業法人登記簿・労働保険情報など)による確認
 - ◆ 電話による確認
 - ◆ 照会票による確認
 - ◆ 訪問による確認
- など